

令和4年6月2日提出

令和4年6月市議会定例会

説明書・参考

〔 報告第7号～報告第15号
議案第40号～議案第51号 〕

島 田 市

説 明 書

報告第7号 病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

令和3年度の病院事業会計予算のうち、新病院建設事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第8号 一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

令和3年度の一般会計予算のうち、ふるさと島田の魅力発信事業ほか24件の繰越明許費について繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第9号 水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和3年度の水道事業会計予算のうち、建設改良工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第10号 病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和3年度の病院事業会計予算のうち、設備費について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第11号 公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和3年度の公共下水道事業会計予算のうち、汚水管渠整備工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第12号 専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第13号 専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第14号 専決処分の報告について（島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の施行に伴い、引用する条文を整理するため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分をし、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第15号 専決処分の報告について（島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例）

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行に伴い、引用する法律名及び条文を整理するため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分をし、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第40号 島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の改正に合わせて、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、また、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、会計年度任用職員等の非常勤職員の該当要件及び部分休業取得可能時間を規定するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第41号 島田市税条例等の一部を改正する条例について

令和4年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人の市民税における上場株式等の配当所得等に関する申告について、従来、所得税と個人の市民税において異なる課税方式の選択が可能であったものを、所得税の課税方式に一致させることとなったことにより、関連条文等を整備し、一部の規定を除き令和6年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第42号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

令和3年5月に公布された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、既存住宅の認定制度及びそれに係る添付書類が追加されるとともに、当条例の手数料の算出の参考としている静岡県職員の単価が改正されたため、条例の一部を改正し、令和4年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第43号 島田市都市公園条例の一部を改正する条例について

中央公園全体に指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和5年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第44号 島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

老朽化に伴い、大和田第一住宅及び大和田第二住宅を廃止することから、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第45号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

令和2年6月に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が施行され、災害補償を受ける権利を担保に供することができる特例が廃止されたため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第46号 島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

令和元年8月に策定した島田市立小中学校再編計画に基づき、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校と島田第一小学校を統合するため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第47号 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

特定初診料及び特定再診料を厚生労働大臣が定める金額に改めるため、条例の一部を改正し、令和4年10月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第48号 島田市大和田住宅飲料水供給施設条例を廃止する条例について

大和田第一住宅及び大和田第二住宅の廃止に伴い飲料水供給施設についても廃止するため、条例を廃止し、公布の日から施行しようとするものです。

議案第49号 財産の取得について

島田市消防団の消防ポンプ自動車2台を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第50号 市道路線の認定について

狭小路線の見直しに伴い区間を変更する必要が生じた2路線、及び民間の土地利用に伴い寄附を受けた2路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第51号 市道路線の廃止について

狭小路線調査により、法定外道路相当と認められた117路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第7号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費） ◇令和3年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書-----	1
報告第8号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費） ◇令和3年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書-----	2
報告第9号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和3年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書-----	5
報告第10号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和3年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書-----	6
報告第11号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和3年度公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書-----	7
報告第12号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表-----	8
報告第13号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表-----	16
報告第14号	専決処分の報告について（島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表-----	22
報告第15号	専決処分の報告について（島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表-----	24
議案第40号	島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	26
議案第41号	島田市税条例等の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	30

議案第42号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	44
議案第43号	島田市都市公園条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	50
議案第44号	島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	60
議案第45号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	62
議案第46号	島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	64
議案第47号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	66
議案第49号	財産の取得について ◇入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要 -----	68
議案第50号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	70
議案第51号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	73

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

報告第7号 参 考

令和3年度病院事業会計継続費繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
新病院建設事業	円 2,070,850,000	1 工事費	円 2,070,850,000	新市立島田市民病院建設工事

報告第 8 号 参 考

令和 3 年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
ふるさと島田の魅力発信事業	円 3,074,000	8 旅費	円 324,000	普通旅費
		12 委託料	2,750,000	ふるさと島田の魅力発信事業委託
旧金谷庁舎跡地利活用事業	61,405,000	12 委託料	3,850,000	工事監理委託
		14 工事請負費	57,555,000	解体・撤去工
戸籍住民基本台帳事務費	4,400,000	12 委託料	4,400,000	システム開発・修正委託料
養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費	8,580,000	14 工事請負費	8,580,000	建物設備改修・取替工
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	217,426,800	10 需用費	65,000	消耗品費
		11 役務費	685,000	郵便料 振込手数料
		12 委託料	18,576,800	システム開発・修正委託料 受付業務等委託料
		18 負担金、補助及び交付金	198,100,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金
子育て世帯臨時特別給付金給付事業	4,009,000	11 役務費	9,000	郵便料 振込手数料
		18 負担金、補助及び交付金	4,000,000	子育て世帯臨時特別給付金
農業用排水施設整備事業	1,740,000	14 工事請負費	1,740,000	水路工
農村地域防災減災事業	3,000,000	12 委託料	3,000,000	設計委託
林道開設事業	11,660,000	14 工事請負費	11,660,000	道路工
色尾大柳線改良事業	59,941,000	14 工事請負費	59,941,000	道路工

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
谷口中河線改良事業	円 136,366,000	12 委託料	円 847,000	測量設計委託 登記事務委託
		16 公有財産購入費	39,100,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	96,419,000	補償費
蓬萊橋線改良事業	41,405,240	14 工事請負費	40,590,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	815,240	補償費
新病院入口交差点改良事業	152,800,000	14 工事請負費	147,800,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	5,000,000	補償費
大井川左岸旧堤線改良事業	57,200,000	14 工事請負費	57,200,000	道路工
谷口道線改良事業（北工区）	18,685,000	16 公有財産購入費	17,000,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	1,685,000	補償費
道悦旭町線改良事業	57,825,160	14 工事請負費	14,919,000	道路工
		16 公有財産購入費	28,697,160	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	14,209,000	補償費
島竹下線改良事業	29,808,000	12 委託料	1,515,000	登記事務委託 物件調査委託
		14 工事請負費	22,544,000	道路工
		16 公有財産購入費	3,418,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	2,331,000	補償費

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
菊川神谷城線改良事業	円 41,602,000	14 工事請負費	円 41,602,000	地すべり対策工
橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	91,278,000	12 委託料	29,062,000	修繕設計委託
		14 工事請負費	62,216,000	橋りょう修繕工
急傾斜地崩壊対策事業	8,425,000	14 工事請負費	8,425,000	重力式擁壁工
緑の基本計画作成事業	7,000,000	12 委託料	7,000,000	計画策定支援委託
ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	211,717,000	12 委託料	72,286,000	工作物等作成委託 登記事務委託
		14 工事請負費	82,915,000	道路工
		16 公有財産購入費	37,660,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	18,856,000	補償費
水防対策事業	13,487,000	12 委託料	13,487,000	洪水ハザードマップ作成委託
指定文化財管理経費	5,856,000	18 負担金、補助及び交付金	5,856,000	文化財保存管理事業費補助金
道路施設災害復旧事業	123,547,000	14 工事請負費	123,547,000	災害復旧工

報告第9号 参 考

令和3年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
建設改良工事	円 45,000,000	1 工事請負費	円 45,000,000	中央公園道線配水管布設工事 県道伊久美元島田線配水管布設替工事

報告第10号 参 考

令和3年度病院事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
設備費	円 52,580,000	1 器械器具購入費	円 52,580,000	医療器械器具

報告第11号 参 考

令和3年度公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
汚水管渠整備工事	円 146,085,000	1 工事請負費	円 146,085,000	向島町地内污水幹線整備工事ほか2工事

新 条 文

(法人の市民税の申告納付)

第48条 省略

2

↳ 省略

8

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10

↳ 省略

14

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 省略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 省略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 省略

附 則

対 照 表

旧	条	文
		(法人の市民税の申告納付)
第48条	省略	
2		
)	省略	
8		
9		法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10		
)	省略	
14		
15		第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第69項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16	省略	
		(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)
第73条の2		法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
2	省略	
		(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)
第73条の3		法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。
2	省略	
		附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

- 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

- 3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 省略

27 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2

ㄱ 省略

8

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 省略

26 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2

ㄱ 省略

8

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12 省略

13 省略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2

） 省略

5

12 省略

13 省略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2

） 省略

5

新 条 文

附 則

1

5 省略

6

(法附則第15条第15項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

9 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

12 省略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

対 照 表

	旧	条 文
	附 則	
1		
)	省略	
6		
		(法附則第15条第16項の条例で定める割合)
7		法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。
		(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
8		法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
		(法附則第15条第35項の条例で定める割合)
9		法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
		(法附則第15条第42項の条例で定める割合)
10		法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
		(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
11		省略
		(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
12		宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

14 省略

15 附則第13項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第13項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

17 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

18 省略

19 附則第13項及び第15項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第13項及び第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項、第14項、第16項及び第17項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第16項から第18項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

13 省略

14 附則第12項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第12項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

17 省略

18 附則第12項及び第14項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第12項及び第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項、第15項及び第16項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15項から第17項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第17項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第17項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

21 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)

20 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

新 条 文

(特例適用の範囲)

第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、産業振興促進区域内において、政令附則第4条第1項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

対 照 表

旧 条 文

(特例適用の範囲)

第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、産業振興促進区域内において、政令附則第4条第1項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）とする。

- (1) 省略
- (2) 省略

例規名 島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

新 条 文

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、その発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。）をいう。

(2)

↳ 省略

(6)

対 照 表

旧 条 文

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、その発電出力が1,000キロワット以上のもの（複数の設備に分割して、その設置を継続的又は一体的に行い、その合算した出力が1,000キロワット以上になるものを含む。）をいう。

(2)

↳ 省略

(6)

議案第40号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市職員の育児休業等に関する条例

新 条 文

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)

↳ 省略

(6)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（労働基準法第67条の規定に基づくものに限る。以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

対 照 表

旧 条 文

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)

↳ 省略

(6)

(部分休業をすることができない職員)

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合における休暇に限る。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 省略

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する育児休業に係る研修の実施

（2）育児休業に関する相談体制の整備

（3）前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第28条 省略

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 省略

(委任)

第26条 省略

例規名 島田市税条例等

新 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

（納税証明書の交付手数料）

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

（所得割の課税標準）

第33条 省略

2 省略

3 省略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 省略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

対 照 表

旧 条 文

○島田市税条例（第1条関係）

（納税証明書の交付手数料）

第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 省略

（所得割の課税標準）

第33条 省略

2 省略

3 省略

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 省略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)について

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 省略

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

は、この限りでない。

2

ㄱ 省略

8

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2

ㄱ 省略

5

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 特定配偶者の氏名

2

↳ 省略

8

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2

↳ 省略

5

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(3) 省略

(4) 省略

2

） 省略

5

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 省略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 省略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3

） 省略

26

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

(2) 省略

(3) 省略

2

） 省略

5

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 省略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 省略

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3

） 省略

26

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 省略

2 省略

3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

第16条の3 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 省略

2 省略

3 省略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項

5 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2 省略

3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 省略

2 省略

3 省略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 省略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

○島田市税条例の一部を改正する条例（第2条関係）

第36条の3の3第1項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又はを加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附 則

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の島田市税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

○島田市税条例の一部を改正する条例（第2条関係）

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附 則

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第42号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額	
省略						
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	住宅を新築する場合	省略	
				住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	1戸につき <u>51,000円</u>	
				住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	1戸につき <u>22,000円</u>	
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のものは1棟につき <u>15,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>26,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>41,000円</u>
				住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>51,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>115,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>183,000円</u>	
				住宅を新築する場合以外の場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>22,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>37,000円</u> 、6戸以上9

対 照 表

旧 条 文							
別表（第2条関係）							
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額		
省略							
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	住宅を新築する場合	省略		
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	1戸につき <u>52,000円</u>	
					確認書を添付する場合	1戸につき <u>22,000円</u>	
						確認書を添付しない場合	1戸につき <u>77,000円</u>
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のものは1棟につき <u>15,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>26,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>42,000円</u>	
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>52,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>118,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>187,000円</u>	
					確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>22,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>38,000円</u> 、6戸以上9	

						戸以下のものは1棟につき <u>60,000円</u>
					<u>住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>75,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>172,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>273,000円</u>
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	住宅を新築する場合	省略	
					<u>住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合</u>	1戸につき <u>30,000円</u>
				住宅を新築する場合以外の場合	<u>住宅性能評価書又は確認書を添付する場合</u>	1戸につき <u>17,000円</u>
					<u>住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合</u>	1戸につき <u>44,000円</u>
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	<u>住宅性能評価書又は確認書を添付する場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>12,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>20,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>33,000円</u>
					<u>住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>30,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>65,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>104,000円</u>
				住宅を新築する場合以外の場合	<u>住宅性能評価書又は確認書を添付する場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>17,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>29,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>48,000円</u>
					<u>住宅性能評価書及び確認書</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>44,000円</u> 、2戸以上5戸以下

						戸以下のものは1棟につき <u>61,000円</u>
					<u>確認書を添付しない場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>77,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>176,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>280,000円</u>
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	住宅を新築する場合	省略	
					住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	1戸につき <u>31,000円</u>
				住宅を新築する場合以外の場合	<u>確認書を添付する場合</u>	1戸につき <u>17,000円</u>
					<u>確認書を添付しない場合</u>	1戸につき <u>45,000円</u>
		一戸建ての住宅以外の住宅	住宅を新築する場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>12,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>21,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>34,000円</u>	
				住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>31,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>67,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>107,000円</u>	
			住宅を新築する場合以外の場合	<u>確認書を添付する場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>17,000円</u> 、2戸以上5戸以下のものは1棟につき <u>30,000円</u> 、6戸以上9戸以下のものは1棟につき <u>49,000円</u>	
				<u>確認書を添付しない場合</u>	申請戸数が1戸のものは1棟につき <u>45,000円</u> 、2戸以上5戸以下	

					を添付し ない場合	のものは1棟につき 97,000円、6戸以上9 戸以下のものは1棟に つき155,000円
省略						

						のものは1棟につき 99,000円、6戸以上9 戸以下のものは1棟に つき159,000円
--	--	--	--	--	--	--

省略

例規名 島田市都市公園条例

新 条 文

(有料公園施設の休日等)

第6条 有料公園施設の休日は、次のとおりとする。ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休日を変更することができる。

3 省略

(有料公園施設の供用時間)

第7条 有料公園施設の供用時間は、次のとおりとする。ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1)

↳ 省略

(6)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

第8条及び第9条 削除

対 照 表

旧 条 文

(有料公園施設の休日等)

第6条 有料公園施設の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 省略
- (2) 省略

2 省略

(有料公園施設の供用時間)

第7条 有料公園施設の供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1)
- (5) 省略
- (6)

(有料公園施設の使用)

第8条 有料公園施設（第30条第1項に規定する指定管理者が管理する有料公園施設を除く。次条及び第16条において同じ。）を使用しようとする者は、市長に申し出てその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認（以下「使用の承認」という。）に際し、有料公園施設の管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、第2条第4項各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(有料公園施設の使用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用の承認を受けた者（以下この条及び第16条において「有料公園施設の利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 有料公園施設の利用者が前条第2項の規定により付された使用の承認の条件に

(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条第1項において「設置者等」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 省略

(使用料の減免)

第18条 省略

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第30条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第2に掲げる都市公園（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

2 省略

(指定管理者が行う管理の業務)

第31条 指定管理者が行う業務は、別表第2の左欄に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業務とする。

(指定管理者の指定)

違反したとき。

(3) 有料公園施設の使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(4) 使用の承認後において、第2条第4項各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の承認を取り消し、使用の承認をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の取消し等により、有料公園施設の使用者が損害を受けることがあつても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条第1項において「設置者等」という。）

別表第1に定める使用料

(2) 有料公園施設の使用者（規則で定める有料公園施設の使用にあつては、使用の承認を受けようとする者） 別表第2に定める使用料

2 省略

(使用料の減免)

第18条 省略

2 前項の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第30条 市長は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる都市公園（以下「指定公園」という。）及び同表に掲げる都市公園施設（以下これらを「指定公園等」という。）の管理を行わせるものとする。

2 省略

(指定管理者が行う管理の業務)

第31条 指定管理者が行う業務は、別表第3の左欄に掲げる都市公園又は都市公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業務とする。

(指定管理者の指定)

第33条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定公園の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 事業計画書の内容が、指定公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第34条 市長は、第32条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は指定公園の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定の特例)

第34条の2 市長は、指定公園の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(中央公園親子プールの供用日等)

第36条 省略

(中央公園親子プールの供用時間)

第37条 省略

(利用の承認)

第38条 指定公園に設けられた有料公園施設（以下「指定施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(利用料)

第41条 省略

2 利用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公園内行為者 別表第3に定める額

(2) 指定施設の利用者 別表第4に定める額

3 省略

第33条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、指定公園等の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 事業計画書の内容が、指定公園等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第34条 市長は、第32条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は指定公園等の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定の特例)

第34条の2 市長は、指定公園等の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定公園等の供用日等)

第36条 省略

(指定公園等の供用時間)

第37条 省略

(利用の承認)

第38条 指定公園に設けられた有料公園施設及び第30条第1項に規定する都市公園施設（以下これらを「指定施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

(利用料)

第41条 省略

2 利用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公園内行為者 別表第4に定める額

(2) 指定施設の利用者 別表第5に定める額

3 省略

4 省略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第49条 第2条から第7条まで、第10条から第29条まで及び第47条第1項の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

別表第2 (第30条、第31条関係)

都市公園名	業務
<u>横井運動場公園</u>	(1) <u>第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務</u>
<u>中央公園</u>	(2) <u>都市公園の維持管理に関する業務</u>
<u>大井川緑地</u>	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、 <u>都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務</u>
<u>谷口スポーツ広場</u>	(1) <u>第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務</u>
<u>大井川さくら緑地</u>	(2) <u>都市公園の維持管理に関する業務</u>
<u>かなや大井川緑地</u>	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、 <u>都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務</u>
<u>三代島一号公園</u>	<u>に関して市長が必要と認める業務</u>

別表第3 (第41条関係)

省略

4 省略

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第49条 第2条から第29条まで及び第47条第1項の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

別表第2 (第16条関係)

中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	使用料
ミニ鉄道施設の車両への乗車	1人当たり、1回の乗車につき	100円
軌道敷の使用	1人当たり、1日につき	1,030円

備考

- 1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の使用料は、無料とする。
- 2 軌道敷の使用とは、使用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を使用することをいう。

別表第3 (第30条、第31条関係)

1 都市公園

都市公園名	業務
横井運動場公園	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務
大井川緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務
谷ロススポーツ広場	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務
大井川さくら緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務
かなや大井川緑地	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務
三代島一号公園	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務

2 都市公園施設

都市公園施設名	業務
中央公園庭球場	(1) 第38条第1項の承認に関する業務 (2) 都市公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
中央公園親子プール	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園施設の運営に関して市長が必要と認める業務

別表第4 (第41条関係)

省略

別表第4（第41条関係）

- 1
- （ 省略
- 3
- 4 中央公園庭球場利用料

省略

5 中央公園ミニ鉄道施設

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料</u>
<u>ミニ鉄道施設の車両への乗車</u>	<u>1人当たり、1回の乗車につき</u>	<u>100円</u>
<u>軌道敷の利用</u>	<u>1人当たり、1日につき</u>	<u>1,030円</u>

備考

- 1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の利用料は、無料とする。
 - 2 軌道敷の利用とは、利用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を利用することをいう。
- 6 島田市陸上競技場利用料

省略

別表第5（第41条関係）

1

） 省略

3

4 中央公園庭球場利用料

省略

5 島田市陸上競技場利用料

省略

例規名 島田市営住宅管理条例

新 条 文

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
省略	
北部住宅	島田市川根町家山802番地の1
省略	

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第3条関係）

名称	位置
省略	
北部住宅	島田市川根町家山802番地の1
<u>大和田第一住宅</u>	<u>島田市川根町家山4168番地の4</u>
<u>大和田第二住宅</u>	<u>島田市川根町家山4168番地の4</u>
省略	

例規名 島田市消防団員等公務災害補償条例

新 条 文

第3条 省略

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

対 照 表

旧 条 文

第3条 省略

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

例規名 島田市立学校設置条例

新 条 文

別表第1 (第2条関係)

小学校

名称	位置
省略	
島田市立大津小学校	島田市落合160番地の1
省略	

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第2条関係）

小学校

名称	位置
省略	
島田市立大津小学校	島田市落合160番地の1
島田市立伊太小学校	島田市伊太1314番地
島田市立相賀小学校	島田市相賀875番地
島田市立神座小学校	島田市神座1444番地
島田市立伊久美小学校	島田市伊久美3690番地の1
省略	

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

新 条 文

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
特定初診料		1件につき	7,700円
特定再診料		1件につき	3,300円
省略			

備考 省略

対 照 表

旧 条 文

別表（第6条関係）

区分	細目	単位	金額
特定初診料		1件につき	<u>5,500円</u>
特定再診料		1件につき	<u>2,750円</u>
省略			

備考 省略

議案第49号 参 考

入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要

1 入札結果表

事業名 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業

(単位：円)

予 定 価 格	44,430,760
入札書比較価格	40,391,600

(単位：円)

業 者 名	入札書記載金額	結果
	第1回	
(株)ケイショウ車体	40,300,000	決定
ジーエムいちほら工業(株) 東京営業所	40,500,000	
(有)協和消防機商会	41,200,000	
(株)島山ポンプ製作所	41,280,000	
日本機械工業(株) 本社営業部	41,300,000	
日本ドライケミカル(株)	41,380,000	
(株)ネイチャー	41,500,000	
小川ポンプ工業(株) 三島営業所	42,000,000	
(株)日消機械工業	42,200,000	
(株)ナカムラ消防化学 東京営業所	42,200,000	
(株)日本防災システム	42,400,000	
長野ポンプ(株) 東京営業所	42,500,000	
(株)セキュア	42,600,000	
旭産業(株)	45,900,000	
(株)アイデア	46,800,000	
(株)東海消防機材商会 静岡営業所	辞退	
契約金額	44,330,000	

※ 予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 納入期限

令和5年3月24日

3 配置場所

島田市消防団第8分団1部及び第9分団2部

4 規格・仕様

台数	2台
駆動方式	二輪駆動
主ポンプ	A-2級検定合格
真空ポンプ	無給油式
警音装置	電子サイレン、モーターサイレン、外部スピーカー
照明装置	LED製サーチライト、散光式警告灯
塗装	防錆加工、朱色アクリルウレタン塗装、文字記入
主な備品等	発電機、加納式ホースカー